

死亡・重篤事故に係る危害情報の関係省庁への提供

平成18年11月1日
内閣府国民生活局消費者調整課

< 経緯 >

現在、ガス湯沸器、シュレッダー等による死亡・重篤事故が相次ぎ、消費者の安全に対する関心が急速に高まっていること等から、関係省庁間の情報共有やより緊密な連携が求められているところである。

< 施策 >

国民生活センターがP I O - N E T（全国消費生活情報ネットワーク・システム）を通じて入手した情報については、従来より各省庁からの要請に基づき提供してきたところであるが、今後は、国民生活センターが入手した死亡・重篤事故情報は、内閣府を通じて関係省庁に迅速かつ積極的に提供することを決め、10月27日より提供を開始した。

< 提供方法 >

国民生活センターがP I O - N E Tを通じて入手した死亡・重篤事故情報について、パスワードをかけた電子媒体を添付した電子メールを消費者政策担当課長会議の各省庁担当者のメールアドレスあてに送信。

ただし、パスワード・ルールについてはファックスで送付。

< 提供情報 >

死亡情報（10月27日提供分...平成18年7月から9月までの登録分）

重篤事故情報（10月27日提供分...平成18年8月の登録分）

< 当府からの依頼事項 >

本情報を回付する貴省庁内の課室名をご連絡ください。

公表される場合には、公表できる項目について事前に情報受付センターの了解を得る必要がありますので、計画段階で必ず原則として1週間前までに当課あてにご依頼ください。

以 上